

議論のための論点メモ（検討事項 1 関係）**＜論点 1 教育課程の適切な編成・実施等に向けたガイドラインの在り方について＞**

- 未だに不適切な通信教育活動が行われているケースが少なからず見られる中で、教育課程の適切な編成・実施等に向けたガイドラインの在り方をどのように考えるか。

【御議論いただく際の視点の例】

- ・ 例えば、添削指導の実施に当たり、1 回当たりの添削課題の分量が極端に少なく、十分な添削指導が出来ていない場合や、面接指導の実施に当たり、添削指導の完了前にもかかわらず添削課題の解答を教える等で自学自習による添削指導の意義を損なわせている場合等、未だに不適切な通信教育活動が見受けられるが、関係法令の趣旨を明確化すべき事項その他更なるガイドラインの内容充実が望ましい事項としてどのようなものが考えられるか。
- ・ 通信制高等学校の中には、ガイドラインの理解が必ずしも十分ではなく、適切な教育課程の編成・実施等に向けて活かしきれていないところもあるが、更なる周知徹底・活用に向けた方策をどのように考えるか。

【参考】本調査研究協力者会議（第 1 回）での関連する主な意見

- ・ 学校現場は、ガイドラインの理解が必ずしも十分ではないのではないか。関係法令やガイドラインを自校に都合の良い形で解釈し、極端に面接指導を減らしたり報告課題の量や質をおざなりにしていたりするところも見受けられた。
- ・ 点検調査の中では、はっきりとガイドラインに書かれているわけではないが、本当にそれでいいのか疑問に思う場面もあった。例えば、添削指導では、レポートの回数は確保されているものの 1 回当たりの分量が非常に少ないものも見受けられた。また、試験では、前期後期の内容をまとめて 7 月 8 月頃に行う集中スクーリングでまとめて実施しているものも見受けられた。その場合には後期で行っている学習内容が点検されずに単位認定しているように思うがそれでいいのだろうか。そのような部分も検討していく必要があるのではないか。
- ・ ガイドラインの理解が十分ではないどころか、ガイドラインを読んでいない学校もある。ガイドラインを浸透させるために何らかの方策を取るべきではないか。

＜論点２ 教育の質の確保・向上を図るための学校評価の在り方について＞

- 通信制高等学校が自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るとともに、適切に説明責任を果たしていくことがより一層求められる中で、学校評価（自己評価・学校関係者評価・第三者評価）の在り方をどのように考えるか。

【御議論いただく際の視点の例】

- ・ 学校評価については、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき、自己評価の実施及び結果公表は義務付けられているとともに、学校関係者評価の実施及び結果公表に努めることとされているものの、必ずしも当該法令を踏まえた取組が十分でない場合が見られるが、そうした点をどのように考えるか。
- ・ さらには、こうした学校評価全体を充実させていくためには、高等学校通信教育の特性を踏まえ、外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の活用等の方策をどのように考えるか。

【参考】本調査研究協力者会議（第１回）での関連する主な意見

- ・ 通信制高校の中でも、大学の認証評価のような第三者評価の仕組みができていくのが良いのではないか。認証評価での指摘は法人全体で対応する必要があるため、改革のための良いきっかけとなるのではないか。大学でもその評価を用いて改善につなげているところも多くある。
- ・ 質の向上に向けては、評価を道具として活用するのが有効ではないか。第三者評価的な役割を担っている今の点検調査の仕組みを定期的に行ったり、ガイドラインに基づく自己評価やそれに基づく第三者評価を行ったりすることが考えられるだろう。そうした評価の基準を作っていく中で、最低限満たしておくべき部分を保証するとともに、より質を向上していくために、グッドプラクティスを将来の基準にしていく流れができれば、第三者評価を継続的に行っていく意味は大いにある。

＜論点3 所轄庁における指導監督等の充実・強化について＞

- 私立の通信制高等学校の設置を認可する所轄庁として、都道府県等においては、所轄する通信制高等学校において適切な学校運営が行われるよう指導監督を行うことが求められる中で、当該指導監督の事務の適切な実施の在り方をどのように考えるか。
- 特に、広域通信制高等学校のサテライト施設について、所轄庁以外の都道府県の区域内に所在するものに対する指導監督の在り方をどのように考えるか。

【御議論いただく際の視点の例】

- ・ 所轄庁による指導監督の効率的・効果的な実施に資する観点から、関係法令の趣旨を明確化すべき事項その他更なるガイドラインの内容充実が望ましい事項としてどのようなものが考えられるか。
- ・ 所轄庁の事務体制として、例えば高等学校通信教育に関する専門的な知識・経験等を有する職員等を置いたりすることを通じて、高等学校学習指導要領等を違反するものでないか把握し、適切な指導監督を行うことができているところもあれば、必ずしも十全ではないところもあるが、そうした点をどのように考えるか。
- ・ とりわけ、一部の広域通信制高等学校においては、全国に多数のサテライト施設を展開し、設置を認可した都道府県の区域を越えて面接指導等が行われている実態がある中で、所轄庁やそのサテライト施設の所在する都道府県や市町村等において、十分にそれらの情報が把握できていない場合もあり、このことは、通信制高等学校に対する指導監督を困難なものとしている要因ともなっているが、そうした点をどのように考えるか。また、把握された情報をもとに、適切な指導監督の実施に資するよう、所轄庁とそのサテライト施設の所在する都道府県や市町村等との連携・協力の在り方をどのように考えるか。

【参考】本調査研究協力者会議（第1回）での関連する主な意見

- ・ 所轄庁は、ガイドラインに基づく通信制高等学校への指導・監督を一層強化すべきではないか。担当が教員籍のない行政職の方のみで構成されていたり、前任からの引継ぎが十分に出来ておらず一から勉強しなければならなかったりするような状況に課題があるのではないか。
- ・ 他県で設置認可された広域通信制高校のサポート施設に対しては、県内にあっても現地調査等を行う機会がないようなところが広域通信制の問題なのではないか。また、私立学校法に基づいてどのような指導監督を行えるかについても十分な理解が浸透されていないのではないか。

＜論点 4 多様な生徒にきめ細かく対応するために必要な教育環境の在り方について＞

- 勤労青年のみならず、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が多く在籍している中で、生徒一人一人に寄り添った指導・支援等の実施の在り方をどのように考えるか。
- その上で、各高等学校が一人一人の生徒に応じたきめ細かな対応を図っていくために望ましい国や所轄庁が定める基準をどのように考えるか。

【御議論いただく際の視点の例】

- ・ 不登校や中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒等、様々な困難や課題を抱える生徒に加えて、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができるという特長を生かして、特定の職業分野等に関する知識・技能等を重点的に学ぶことを希望する生徒、スポーツや文化活動、芸能活動等に特に力を入れている生徒等、スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒を数多く受け入れている中で、生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな指導・支援等を図っていくための教職員等の体制の在り方をどのように考えるか。
- ・ とりわけ、全日制や定時制の課程とは異なり、教師が直接指導する機会も少ない中で、生徒の学習意欲を喚起し、個別に自学自習することを中心とする通信教育を自律的に取り組んでいけるよう、添削指導・面接指導の場面はもちろんのこと、それ以外の場面も含めて、こうした多様な入学動機や学習歴を持つ生徒に対して、学校はどのような形で関わっていくことが求められるか。
- ・ また、上記のような様々な困難や課題を抱える生徒も多く入学している実態を踏まえ、通信制高等学校における教育相談体制の充実をどのように考えるか。その際、養護教諭・スクールカウンセラー（ＳＣ）・スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）等の専門スタッフがどの程度どのような形で関わっていくことが求められるか。
- ・ その上で、各高等学校がこうした多様な生徒にきめ細かく対応できることとなるよう、国や所轄庁が定める基準をどのように考えるか。

【参考】本調査研究協力者会議（第１回）での関連する主な意見

- ・ 通信制高校には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭の三つが最低限ないと学校の教育支援機能は維持できないのではないかと。
- ・ 元々自ら学ぶ意欲のある人がいつでもどこでも学べるというのが通信教育だったはずだが、近年はなかなか自ら学ぶ意欲が持ち得ずに学習も継続できないというような子供たちの受け皿となっているにもかかわらず、どういう人をどれだけ置かなければならない等の最低限の基準が不十分な状態が続いているため、質の確保に向けて規制の強化を行っていく部分も必要なのではないかと。